

社会福祉法人櫻灯会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人櫻灯会（以下「法人」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）および評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定め、法人の適切な支出と運営に資することを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額10万円とする。

3 月の途中で就任または退任した場合の月額報酬の額は、当該月の日割り計算によるものとする

(任期中の月額報酬)

第3条 月額報酬は、役員が病気その他の事由によって長期に執務できない事情が生じた場合であっても、原則としてその任期が満了するまでは減額しない。

(支 給 日)

第4条 役員等の報酬は、毎月給与規定に準ずる。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、理事会、評議員会またはその他の会議（以下「会議」という。）に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき10000円

宿泊料 1泊につき10000円

(改 正)

第6条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。